公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「令和８年度支払の適正化に関する調査」の結果について（概要）

令和８年11月10日
公 正 取 引 委 員 会

趣旨・調査方法

調査の趣旨等

（経緯）

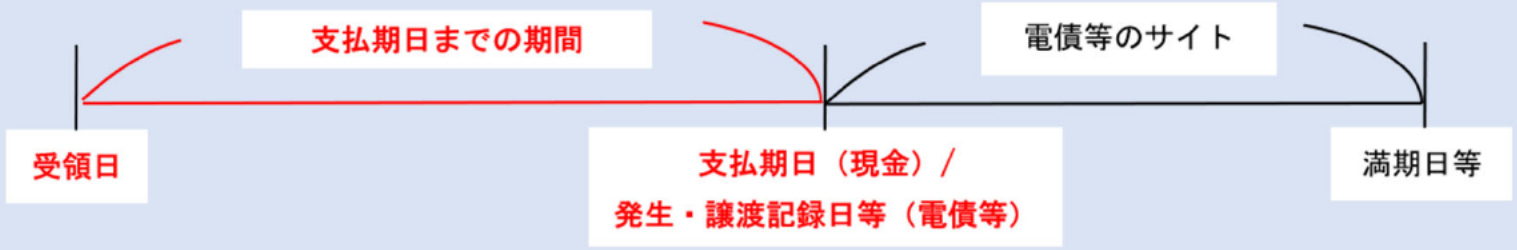
- 令和８年１月１日に施行された取適法においては、手形払が一律に禁止されるとともに、支払期日を超える満期を設定した電子記録債権等による支払も原則として禁止された。
- 支払の適正化は、取適法の適用対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体で取り組むことが重要であるため、**支払告示**※が制定された（令和９年４月１日施行）。

※　支払告示とは

- **５種類の委託取引**（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託）の委託事業者と受託事業者との取引が対象（取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外）
- **給付の受領日から60日を超えて代金を支払うことを禁止**（正当な理由がある場合を除く）

（調査の趣旨）

- 公正取引委員会は、支払告示を踏まえ、製造委託等における取引代金の支払期日までの期間等を把握するとともに、支払告示の周知を併せて行うため、本調査を実施した。



調査の方法

調査実施期間	令和８年６月～10月（ウェブアンケート調査・立入調査）
調査対象行為	令和８年５月時点
調査対象事業者・回答実績	47業種　事業者15万名（回答者数35,734名　回答率：23.8%）
調査方法	ウェブアンケート調査、立入調査（事業者415名）

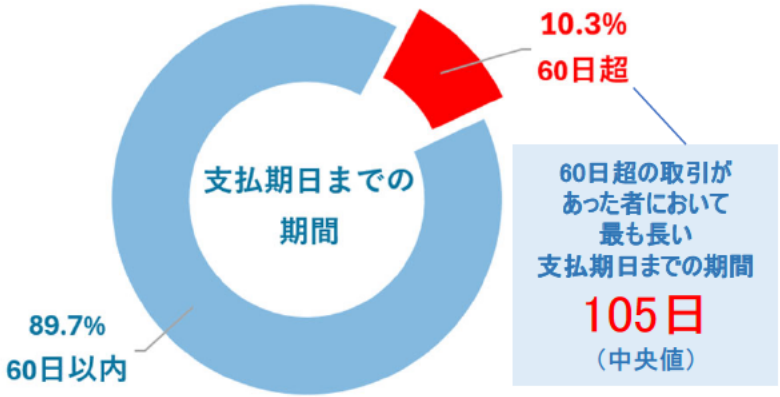
調査結果①（委託事業者の回答結果）

製造委託等の支払手段

※複数回答可

現金払	電子記録債権 一括決済方式	手形	その他
97.1%	8.9%	1.2%	0.5%

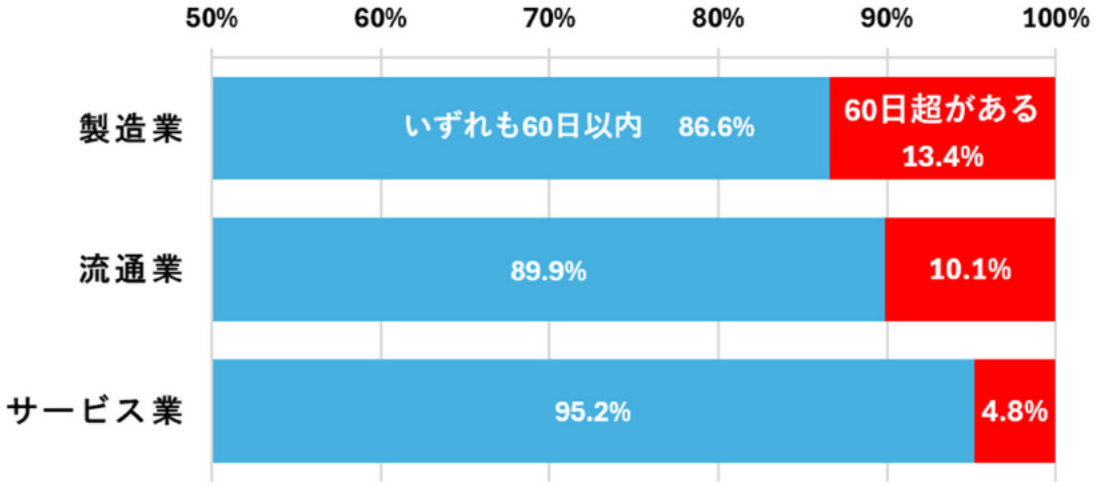
支払期日までの期間（47業種全体）



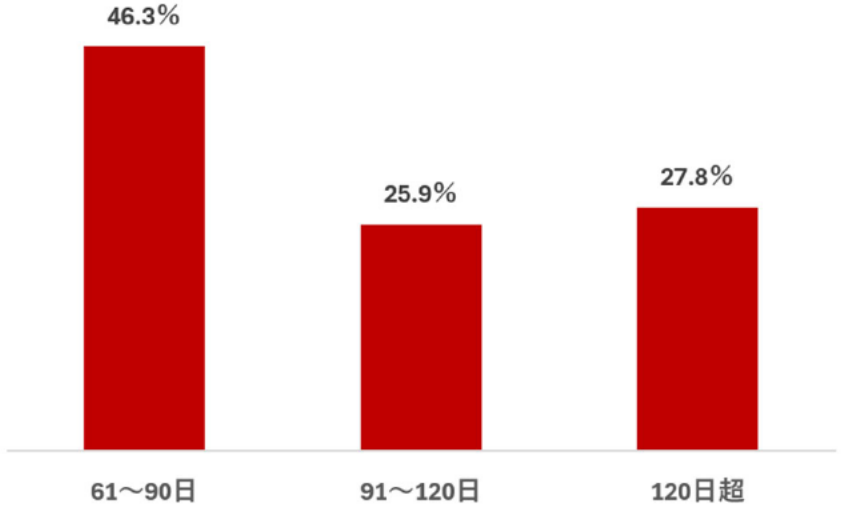
支払期日までの期間（業種別）

- 60日超の取引のあった者の割合は**製造業（13.4%）が高かった。**
- 60日超の取引のあった者において、最も長い支払期日までの期間について、**90日超の割合は53.7%であった。**

支払期日までの期間の60日以内･60日超の割合



60日超の取引があった者において
最も長い支払期日までの期間の割合



調査結果②

支払期日までの期間を60日超とした理由

※複数回答可

資金繰り	取引先から60日超で代金が支払われている	取適法対象外	取引先からの短縮の申出なし	社内規定	業界の慣習
32.8%	32.2%	25.6%	19.5%	17.4%	10.1%

受託事業者の声（立入調査で得られた回答）

- ✓ 自社が受託事業者となる取引（取適法の対象外）について、委託事業者から60日超で支払を受けている。一方、自社が委託事業者となる取引（取適法の対象）においては、受託事業者に対し、60日以内で支払を行っているため、資金繰りがタイトとなる。
- ✓ 委託事業者との取引（取適法の対象外）においては、委託事業者から60日超で支払を受けているが、資金繰り改善のため、委託事業者に期間短縮の申出を行ったところ、取引停止を示唆されたため、短縮をあきらめ、資金繰りが厳しいときには親会社から借入れて凌いでいる。

委託事業者が支払の適正化を図る必要性

- ➢ 一部の委託事業者は、取適法の対象外の取引の場合、支払期日までの期間を60日超としている。
- ➢ 受託事業者は、委託事業者との取引（取適法の対象外）では、60日超で支払を受けているが、自社が委託事業者の立場として支払を行う取引（取適法の対象）では、60日以内に支払を行うことにより、資金繰りに窮しているという声も聞かれている。

⇒ **取適法の対象取引と、対象外取引が混在するサプライチェーンにおいては、一部の事業者に資金繰りの悪化といった支障が生じることとなり、また、その改善を申し入れても改善されないという状況もみられる。**

委託事業者は、取引代金の支払に当たっては、取適法の対象取引に限らず、対象外取引にあっても支払告示の対象となり得ることを意識して、支払告示の施行に向けて、支払告示に該当する製造委託等の取引について支払の適正化を図ることが必要。

調査結果③（業種別）

- **60日超の取引があった者の割合が高い業種は、最も長い支払期日までの期間について、 91日～120日又は120日超の割合が高い傾向にある。**

⇒ **60日超の取引があった者の割合が高い業種から支払を受ける者は、資金繰りに支障が生じやすい可能性がある。**

業種名	60日超の取引があった者の割合	最も長い支払期日までの期間の割合		
		61日～90日	91日～120日	120日超
パルプ・紙・紙加工品製造業	19.2%	35.4%	35.4%	29.2%
医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	16.7%	42.9%	42.9%	14.3%
プラスチック製品製造業	15.6%	44.1%	32.4%	23.5%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	15.6%	32.1%	35.9%	32.1%
化学工業	15.3%	20.3%	37.3%	42.4%
機械器具卸売業	15.3%	35.6%	27.4%	37.0%
印刷・同関連業	14.1%	59.3%	24.1%	16.7%
鉄鋼業	14.0%	33.3%	46.7%	20.0%
金属製品製造業	13.7%	44.4%	22.2%	33.3%
輸送用機械器具製造業	13.4%	34.3%	30.0%	35.7%
電気機械器具製造業	13.4%	28.8%	22.5%	48.8%
生産用機械器具製造業	12.9%	40.9%	34.4%	24.7%
業務用機械器具製造業	12.9%	34.4%	34.4%	31.3%
通信業	12.9%	50.0%		50.0%
家具・装備品製造業	12.8%	26.7%	53.3%	20.0%
窯業・土石製品製造業	12.8%	45.9%	32.4%	21.6%
情報通信機械器具製造業	12.6%	35.7%	21.4%	42.9%
映像・音声・文字情報制作業	11.9%	78.4%	10.8%	10.8%
はん用機械器具製造業	11.9%	30.4%	28.6%	41.1%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11.7%	48.5%	9.1%	42.4%
非鉄金属製造業	10.3%	53.3%	20.0%	26.7%

調査結果③（業種別）

業種名	60日超の取引があった者の割合	最も長い支払期日までの期間の割合		
		61日～90日	91日～120日	120日超
食料品製造業	9.4%	46.3%	29.3%	24.4%
広告業	8.3%	82.4%	5.9%	11.8%
各種商品卸売業	7.9%	33.3%	33.3%	33.3%
飲食料品小売業	7.0%	45.5%	36.4%	18.2%
各種商品小売業	6.8%	66.7%	33.3%	
協同組合	6.5%	72.0%	12.0%	16.0%
総合工事業	6.4%	57.1%	21.4%	21.4%
石油製品・石炭製品製造業	6.4%	33.3%	33.3%	33.3%
自動車整備業	6.3%	76.9%	15.4%	7.7%
道路貨物運送業	6.1%	84.6%		15.4%
技術サービス業	6.1%	65.0%	5.0%	30.0%
運輸に附帯するサービス業	6.0%	77.8%		22.2%
飲食料品卸売業	5.4%	70.6%	23.5%	5.9%
酪農業・養鶏業（農業）	5.3%	100%		
専門サービス業	5.3%	71.4%	19.0%	9.5%
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	4.8%	80.0%	10.0%	10.0%
情報サービス業	4.3%	91.5%	2.1%	6.4%
ガス業	3.7%	100%		
電気業	3.3%	50.0%	50.0%	
不動産賃貸業・管理業	3.0%	100%		
倉庫業	2.9%	100%		
機械器具小売業	2.7%	66.7%	33.3%	
インターネット附随サービス業	1.6%	100%		
放送業	0.6%	100%		
不動産取引業	0.0%			

注意喚起

- 調査結果を踏まえ、製造委託等の取引において、支払期日までの期間を60日超に設定した代金の支払が認められた委託事業者1,135名に対し、支払遅延の未然防止の観点から注意喚起文書を送付した。

業種名	件数	業種名	件数	業種名	件数
電気機械器具製造業	75	電子部品・デバイス・電子回路製造業	24	運輸に附帯するサービス業	8
生産用機械器具製造業	73	鉄鋼業	22	非鉄金属製造業	8
金属製品製造業	67	専門サービス業	21	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	7
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	61	協同組合	21	機械器具小売業	5
機械器具卸売業	60	技術サービス業	19	通信業	4
輸送用機械器具製造業	59	広告業	18	不動産賃貸業・管理業	3
プラスチック製品製造業	57	飲食料品卸売業	17	電気業	3
化学工業	56	総合工事業	16	倉庫業	2
情報サービス業	47	家具・装備品製造業	16	石油製品・石炭製品製造業	2
印刷・同関連業	46	道路貨物運送業	13	インターネット附随サービス業	1
はん用機械器具製造業	44	情報通信機械器具製造業	13	酪農業・養鶏業（農業）	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	40	自動車整備業	10	ガス業	1
映像・音声・文字情報制作業	38	飲食料品小売業	10	放送業	1
食料品製造業	36	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	9	不動産取引業	0
窯業・土石製品製造業	34	各種商品卸売業	9	その他の業種	21
業務用機械器具製造業	28	各種商品小売業	9		

（注）　業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示　総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

支払告示の施行に向けた委託事業者の取組、取適法施行に伴う受託事業者のプラスの変化等

支払告示の施行に向けた委託事業者の取組

- ✓ 受託事業者への支払期日までの期間については、従来、60日超であったが、顧問弁護士に相談したりして、その支払条件が問題になることを理解したため、60日以内になるように支払条件を変更した。
- ✓ 取適法施行に伴い、受託事業者との取引においては、支払期日までの期間を60日以内となる現金払に変更した。その一方、当社が支払を受ける委託事業者との取引は、60日超であり、このままだと資金繰りが苦しくなるため、委託事業者に対し、支払告示が制定されたことを示すなどして、支払期日までの期間を60日以内に変更してもらった。

取適法の施行に伴う受託事業者のプラスの変化

取適法の施行（手形払等の禁止）に伴い、委託事業者からの支払手段が現金払等に変更されたことにより、受託事業者の資金繰りが改善され、賃上げ、投資等を実施するなど、プラスの変化がみられた。

※複数回答可

賃上げ、投資等を実施	手数料や利息等の資金繰りコストの負担減少	管理費用や経理スタッフの業務の負担が軽減	取引先の経営悪化による共倒れリスク（不渡り等）が軽減	特に変化はない	その他
33.9％	16.0％	5.0％	4.9％	31.2％	11.4％

今後の対応

- ➢ 公正取引委員会は、令和９年４月１日の支払告示の施行に向けて、支払告示の内容や今回の調査結果について、関係省庁及び関係団体を通じて周知徹底を図り、サプライチェーン全体で支払の適正化及び違反行為の未然防止に向けた取組を進めていく。

支払告示特設サイトはこちら

支払告示相談窓口はこちら

- ➢ そのほか、支払遅延を含め独占禁止法上の優越的地位の濫用や取適法の禁止行為に当たり得る具体的な事案に接した場合には、これらの法律等に基づき厳正かつ機動的に対処していく。